

検挙数3倍増も

「氷山の一角」

児童ポルノの単所持を禁止し、全国で初めて廃棄命令を盛り込んだ京都府児童ポルノ規制条例は、来年1月で全面施行から丸1年になる。府警は施行を機に児童ポルノ犯罪の監視を強化し、検挙人数は昨年比で約3倍に上っている。しかしこれも氷山の一角とみられ、府警は「根絶には遠い」と警戒を強めている。(辻智也、広瀬一隆)



府児童ポルノ規制条例1年

府警は8〜9月、児童ポルノDVDを購入したとして、同条例を初めて適用して京都市南区の大学生(20)ら男4人を書類送検した。府警によると、書類送検された男らが買ったDVDには、小学生とみられる児童ポルノの規制条例13歳未満のポルノを購入した場合に1年以下の懲役などを科す。18歳未満のポルノの単所持者には知事が廃棄命令を出すことができ、従わない場合は30万円の罰金となる。児童買春・ポルノ禁止法は販売や提供目的の所持を禁止しているが、購入や単所持の禁止規定はない。法務省によると、主要国首脳会議(G8)参加国で、児童ポルノの単所持を処罰する法律がないのは日本とロシアのみ。

児童ポルノの単所持を禁止し、全国で初めて廃棄命令を盛り込んだ京都府児童ポルノ規制条例は、来年1月で全面施行から丸1年になる。府警は施行を機に児童ポルノ犯罪の監視を強化し、検挙人数は昨年比で約3倍に上っている。しかしこれも氷山の一角とみられ、府警は「根絶には遠い」と警戒を強めている。(辻智也、広瀬一隆)

れる女児が男性の下半身を触るといった行為が映っていた。男らの1人は「大人の性行為は汚らわしかったので女児に興味があった」と供述したが、捜査員は「DVの内容は児童虐待」と憤る。府は府警から情報提供を受け、男らの1人が持っていたDVD38枚について、児童ポルノの単所持を禁じる条例を基に廃棄を指導した。府青少年課は「廃棄命令を出せるからこそ強い説得力をもって指導できた」と強調する。府警が11月末までに児童買春・ポルノ禁止法違反容疑などで逮捕・書類送検したのは26人。昨年同期の9人から大幅に増えた。

府、所持者に廃棄指導

13歳未満の児童を性的興味の対象とする大人は「小児性愛者」と呼ばれる。これを精神疾患の一種として、治療や更生に取り組む団体がある。NPO法人が運営する「性障害専門医療センター(東京都)」は、2010年から小児性愛者などの診察にあたってきた。同センターの治療では、小児性愛者に、どういった時に児童への性的興味が起こるかを考えさせ、小学生の下课時間帯など「犯行のきっかけ」に遭遇しないよう行動を制限する。また、本人の同意を得た上で性欲を抑える薬物を投与することもある。同センターはこれまで、児童に対する性犯罪歴を持つ人も含め100人以上の小児性愛者を診察したが、治療後に犯行に及んだ例は

NPO、医師ら「疾患と認識を」

「被害に遭った苦しみ、悲しみがこの男性に分かるのでしょうか」。会議の席上、ネット掲示板で知り合った男性に裸の画像を送信させられた少女の手記が朗読された。画像がネットですらされないかとおびえる心情が伝わっていた。府青少年課は「十分知られていない児童ポルノの実態を地道に伝えていくことが、根絶につながる」と話す。

も条例をつくるか、法で縛らないと実効性は限界がある」とする。少女を誘う手口も巧妙化している。府内では、コミュニケーションサイトで女性になりすましたり、カメラ映像で送信する「ライブチャット」を使って、少女の裸を撮影する事件が発生した。府警と府は7日、児童ポルノ根絶を目指す会議を開き、教育委員会やPTAの関係者に児童ポルノ犯罪の具体例を伝える

小児性愛治療を模索

ないという。

同センター代表理事の福井裕輝医師は、京都府の児童ポルノ規制条例について、「表現の自由を侵すとの批判もあるが、児童ポルノで犯行イメージを膨らませる加害者もいる。児童の背負う苦しみを考えると規制は当然」と評価する。一方で、小児性愛者の多くが、自身の性癖に苦しんだり、幼い頃に性的虐待を受けた経験を持っているという。

福井医師は「小児性愛は日本では『ロリコン』など好みの一種とされ、治療を受けにくい状況だ。治せる疾患という認識を社会が共有し、加害者をなくす道を広げるべきだ」と話す。治療などの問い合わせは同センター ☎03(5326)3370へ。